

成年後見制度の利用をお手伝いします

三好市 権利擁護センター

権利擁護センターは、認知症や障がいのある方でも、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、成年後見制度等の相談、利用のお手伝いをします

自分ではお金を
計画的に使えない

認知症の
親が心配

身寄りがないので
今後が心配

こんなお困りごとがあればご相談ください

成年後見制度
のことを知りたい

施設に入所したいが
契約ができない

障がいのある
家族の将来が不安

相談無料

三好市思いやり声かけ運動
キャラクター「どこちゃん」

場 所

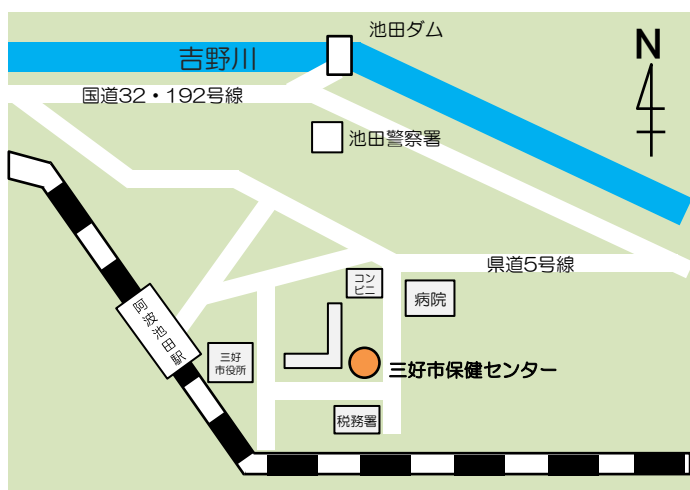
みよし地域包括支援センター内
(三好市池田町シンマチ1476番地1
三好市保健センター1階)

相談時間

月曜日～金曜日(祝日・年末年始除く)
午前8時30分～午後5時15分

お問い合わせ

0883-72-5877





権利擁護とは

地域共生社会実現のための支援体制における、本人を中心とした支援・活動のための共通基盤です。
支援を必要とする人が地域社会に参加し、共に自立した生活を送るという目的を実現するための支援活動と定義されています。
その権利擁護支援の取組の中でも重要な手段が、成年後見制度です。

成年後見制度とは

判断能力が不十分な方（認知症高齢者、知的障がい者や精神障がい者等）は、不動産や預貯金等の財産管理や、介護サービスや施設入所契約を結ぶことが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であっても契約を結んでしまい、被害にあうこともあります。
このように、意思決定が困難な人のために、法的な権限を持った人を選び、この支援者が本人のために活動するのが成年後見制度です。



権利擁護センターの業務内容

広報・啓発

成年後見制度などの市民への周知や、関係機関への研修、啓発活動等の実施

相談

成年後見制度や権利擁護のことに関する相談受付、関係機関と連携した支援

利用促進

専門職を交えた検討会による本人のニーズにあった権利擁護支援の実施

後見人支援

後見人（親族・市民・専門職）の相談に応じるなど、活動に対するサポート

三好市権利擁護センター

〒778-0004

徳島県三好市池田町シンマチ1476番地1 三好市保健センター1階

電話：0883-72-5877 FAX：0883-76-0150

Eメール：houkatsu@city.tokushima-miyoshi.lg.jp